

議案第四十二号

和解について

右の議案を提出する。

平成二十九年六月七日

提出者 港区長 武井雅昭

和解について

左記のとおり和解する。

記

一 件 名 損害賠償請求訴訟事件に係る和解

二 事件の要旨

原告は、平成二十年四月分から平成二十六年一月分までの受け取ることができたであろう障害基礎年金について、これに相当する額を区が賠償すべき責任があるとして、平成二十七年二月十六日、区に対して、当該相当額を請求する民事訴訟を提起した。

三 和解条項

訴訟手続の進行中、東京地方裁判所からの和解の勧告を踏まえて、原告及び被告が協議し

た結果、次のとおり和解することとする。

(一) 被告は、原告に対し、本件和解金として、金二百七十六万円の支払義務があることを認める。

(二) 被告は、原告に対し、(一)の金員を、平成二十九年八月十八日限り、原告の指定する預金口座に振り込んで支払う。ただし、振込手数料は、被告の負担とする。

(三) 原告は、その余の請求を放棄する。

(四) 原告及び被告は、原告と被告との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

(五) 訴訟費用は、各自の負担とする。

(説明)

損害賠償請求訴訟事件において、和解する必要があるため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第十二号の規定に基づき、本案を提出いたします。